

林材業労働災害防止計画 (5カ年計画・2023年度～2027年度)の概要

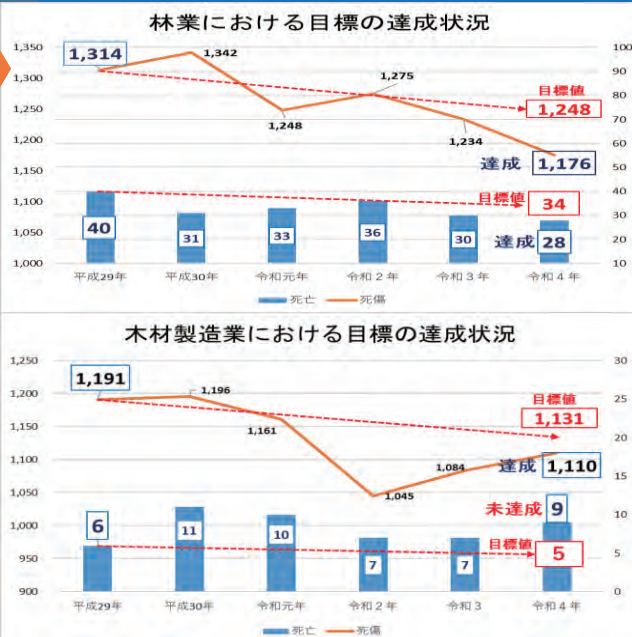
はじめに

- 1 前の計画期間の目標とその達成状況
〔死亡災害〕2022年までに15%以上減少
〔死傷災害〕2022年までに5%以上減少

- 2 労働災害の動向、林材業を取り巻く状況
①労働災害は減少。労働災害発生率は他産業に比べ高い
②伐木作業中の死亡災害が林業全体の6割
③間伐等森林整備の本格化、主伐期の人工林伐採の本格化と主伐後の再造林
④新規雇用労働者の増加や他産業からの参入、高年齢労働者の増加

3 林材業労働災害防止計画の策定

林材業で働く人々の安全と健康の確保の実現に向け、国の14次防を基本とした林材業労働災害防止計画を策定



1 計画のねらい

- (1) 計画の期間: 2023年度から2027年度までの5カ年間
(2) 計画の目標: 究極的な目標＝「労働災害をゼロにすること」の実現のため、林材業の安全衛生水準の向上を期して、以下の目標を計画期間中に達成する

- ◎ 5カ年計画の目標の達成に向け、5カ年計画の「重点対策」に取り組むことにより、「4つの措置」(アウトプット指標)を実施します。その結果、5カ年計画の「目標」の達成が期待されます。



ア 「4つの措置」(アウトプット指標)＝計画の進捗状況を把握する指標

(ア) 林業	①「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する会員事業場 → 2027年までに50%以上 ②車両系木材伐出機械作業による労働災害防止のための措置を実施する会員事業場 → 2027年までに50%以上
(イ) 木材製造業	①機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のための措置を実施する会員事業場 → 2027年までに60%以上 ②非定常作業における災防規程に基づく措置を実施する木材製造等事業場を有する会員事業場 → 2027年までに30%以上

イ 「目標」(アウトカム指標)＝計画の効果検証をする指標

(ア) 死亡災害	林業・木材製造業 →2022年と比較し、2027年までにそれぞれ15%以上減少
(イ) 死傷災害	林業・木材製造業 →2022年と比較し、2027年までにそれぞれ5%以上減少 →木材製造業の機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷災害を5%以上減少

(3) 計画の評価と見直し

- 計画の実施状況を確認・評価
- その結果や関係法令の改正状況を踏まえ、必要に応じ見直す

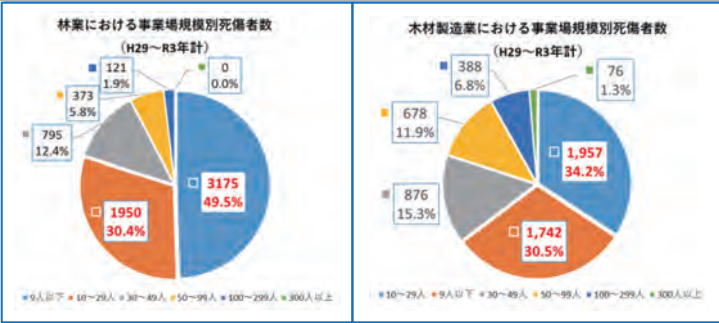
2 労働災害発生状況と課題

共通

【災害発生状況】 ①林業、木材製造業ともに災害発生率が他産業に比べて依然として高い状況

② 林業、木材製造業いずれも他産業や製造業と比べて10人未満の事業場の発生割合が高い

産 業	度数率 (30～99人)	強度率 (30～99人)	死 傷 年千人率
林 業	25.49	1.84	24.7
木材製造業	8.33	0.81	12.5
(製造業)	3.08	0.21	2.9
全 産 業	3.35	0.15	2.7

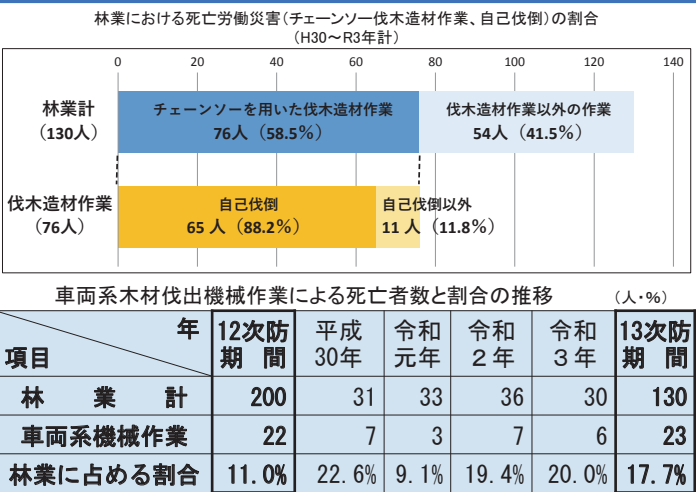


課題

- 1. 実践的リスクアセスメントの集団指導会の事業を引き続く推進が必要
- 2. 小規模経営の会員事業者及びその所属労働者に対する防災規程の遵守、徹底が必要
- 3. 危険有害業務従事者への安全衛生教育と安全衛生担当者等への着任時教育、再教育の徹底が必要

林 業

【災害発生状況】 ① チェーンソーを用いた伐木造材作業中の死亡災害が林業の死亡災害全体の58.5%
② 自己伐倒による死亡災害が伐木造材作業全体の85.5%
③ 車両系木材伐出機械作業の死亡災害の割合が増加(11.0%→17.7%)
④ 経験年数別では、就業5年以下の新規就業者の死亡災害が全体の約3割
⑤ 60歳以上の作業者が占める割合が55.9%と全産業計と比べて2割程度高い



課題

- 1. 伐木作業を主体に対策を見直し、国と連携した対策の実施が必要
- 2. 車両系木材伐出機械による災害について、①木材グラップル機の用途外使用、危険箇所へ立入りによる激突され災害の防止の徹底、②安全衛生教育の定期的な受講が必要
- 3. 高年齢労働者及び再雇用者を含む新規就業者に対する対策が必要

木材製造業

【災害発生状況】 死亡災害の作業別では、
＜木材等製造作業＞
① 丸のこ盤等の木材加工用機械作業1人、ドラムバーカー等の木材剥皮機械作業3人、合板製造作業と集成材製造作業各2人、木材チップ製造機械作業とプレカット材製造作業各1人の9人
② 激突され災害、はさまれ・巻き込まれ災害が大部分
＜荷役・コンベヤー関係作業＞
③ コンベヤー作業でののはさまれ・巻き込まれ災害、フォークリフト等作業での激突され災害が多い

＜非定常作業＞
④ 全体の3分の1を超え最も多い
⑤ 機械を停止しないままのメンテナンスや製造作業など、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害が多い
◆死傷災害では、はさまれ・巻き込まれ災害に次いで、刃物等による切れ・こすれ災害も多く発生

		木材製造業における死亡者数と割合 (人・%)					
項目	年	12次防期間	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	13次防期間
木材等製造作業		(6)13 (26.5%)	(2)5	(3)3	(3)1	(2)1	(10)10 (28.6%)
荷役・コンベア作業		(4)15 (30.6%)	(1)2	(1)2	3	1	(2)8 (22.9%)
非定常作業		15 (30.6%)	3	4	3	2	12 (34.3%)
その他		6 (12.3%)	1	1	0	3	5 (14.2%)
木材製造業計		49	11	10	7	7	35

(注) 括弧は、当該作業における非定常作業で発生した件数(外数)

課題

- 1. 「はさまれ・巻き込まれ」、「激突され」をはじめ、災害事例を踏まえた防災規程の遵守の徹底が必要
- 2. 異常時処理等の非定常作業時の作業手順の作成と作業員への周知の徹底が必要

3 計画期間中に取り組むべき重点対策(注)

<林業、木材製造業共通の重点対策>

(1) 林業・木材製造業労働災害防止規程(災防規程)の遵守、災防規程の変更と周知

〔➡ 林業①②,木材①②〕(注)

- 特に小規模事業場の理解の促進
- 会員同士の請負契約への災防規程の内容の取り入れ
- 災防規程の変更と変更内容の講習会・研修会での周知【災防規程の集中定着期間】

(2) リスクアセスメントの普及と実施の推進 〔➡ 林業①②、木材①②〕

- 集団指導会による「簡易リスクアセスメント記録書」の普及
- 集団指導会での3DCGの活用
- 木材製造業の集団指導会への参加勧奨等を地方労働局へ働きかけ
- 出前(集団)指導会での当該事業場の事例も活用
- 安全管理士等による参加勧奨とリスクアセスメント定着指導

(3) 安全衛生教育の確実な実施

ア 雇入時、業務変更時の教育の確実な実施 〔➡ 林業①②,木材①②〕

イ 特別教育の実施 〔➡ 林業①②〕

ウ 安全衛生教育の定期的受講、安衛担当者への能力向上教育の実施 〔➡ 林業①②、木材①②〕

(4) その他

ア 健康保持増進の取組

- 定期健康診断等の実施
- チェーンソーや刈払機作業従事者の作業管理、健康管理の徹底、特殊健康診断の受診指導

イ 熱中症の予防対策の徹底

- 熱中症予防対策の周知

ウ 騒音による健康障害防止対策

- 騒音障害防止ガイドラインの周知

エ 行政機関と連携した対策の取組 〔➡ 林業①,木材①〕

- 厚生労働省、林野庁との連携による伐木等作業現場での対策の充実



<林業における重点対策>

(1) 伐木作業における死亡労働災害の撲滅を目指した取組 〔➡ 林業①〕

ア チェーンソーによる伐木等作業の安全な作業方法の徹底

- 伐木等作業ガイドライン等の周知、安全衛生教育の受講の推進
- リスクアセスメント集団指導会等での変更災防規程の周知

イ かかり木処理の安全な作業方法の徹底

- 伐木等作業ガイドラインによる安全な作業方法の普及

ウ 作業計画の適切な作成

- 伐木等作業と車両系木材伐出機械作業を組み合わせた作業計画の作成講習会の開催

エ 林野庁等との連携した取組

- 安全管理士と林業普及指導員等が共同した労働災害防止対策についての指導

オ 伐木等作業者に対する職場内訓練の充実強化に向けた取組

- 伐木等作業者に対する職場内訓練のマニュアルの作成



注: 「重点対策」と「4つの措置」の関連を〔➡ 林業①、木材②〕などで示し、また、その関連の強弱を文字の太さで示しています。
 なお、4つの措置に関連する重点対策の中には法定事項もあり、その遵守・定着を速やかに図ることが必要です。

3 計画期間中に取り組むべき重点対策(続き)

<林業における重点対策>(続き)

(2)車両系木材伐出機械作業の安全教育の実施と安全作業の徹底 [林業②]

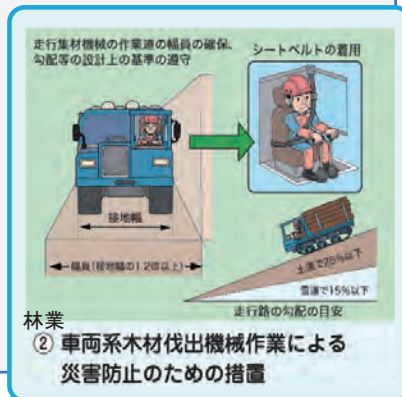
ア 特別教育及び安全衛生教育の実施

- ・ 業務に必要な特別教育の受講指導
- ・ 危険有害業務従事者への安全衛生教育の対象となるよう国に求めるとともに、当該教育に係る教材の作成

イ 安全作業の徹底

- ・ 木材グラップル機の用途外使用の禁止と立入禁止の指導
- ・ 伐木等機械の伐倒木等の滑落危険箇所への立入禁止、その能力を超えた使用の禁止とシートベルト着用による転倒・転落災害防止の指導
- ・ 走行集材機械の作業道の幅員確保、勾配、曲線等の作設上の基準の遵守とシートベルト着用による転落・転倒災害防止の指導

ウ 作業計画の適切な作成(再掲)



(3)高年齢労働者対策等の実施 [林業①②]

- ・ 関係ガイドライン等に基づき、身体機能低下等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善
- ・ 新規就業者の雇入時教育の実施
- ・ 新規就業者による伐木等の業務の従事期間、技能習得状況等に応じた配慮

<木材製造業における重点対策>

(1)死亡労働災害の撲滅を目指した取組 [木材①②]

ア 木材等製造作業における安全な作業方法の徹底

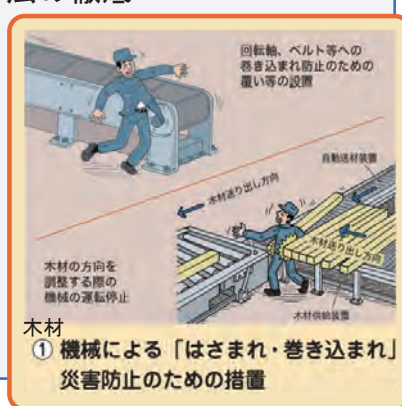
- ・ 木材等製造作業における立入禁止の措置、非常停止装置の設置、作業手順の定めと周知
- ・ 掃除、調整等作業での機械の運転停止、作業手順の定めと作業員への周知

イ 車両系荷役運搬機械作業、コンベヤー作業における安全な作業方法の徹底

- ・ 荷役作業における作業計画への運行経路、作業箇所・作業時間の明示と作業員への周知
- ・ コンベヤー作業における覆いの設置、日常的な清掃・調整時の機械の停止及び非常停止装置の設置、作業手順の作成と作業員への周知

ウ 非定常作業における労働災害防止対策の徹底

- ・ 通常運転中に発生する異常、故障等の処理における機械の運転停止、管理監督者の指示によることを指導
- ・ 運転再開時の作業手順書の作成と作業員への周知



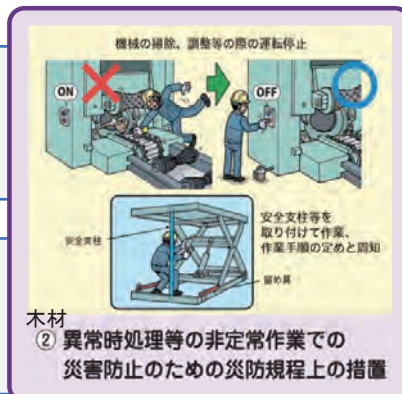
(2)木材加工用機械の安全化の促進及び安全な作業方法の徹底

[木材①②]

- ・ 機械の包括的な安全基準に関する指針に基づいた機械の設置と、メーカー提供情報を踏まえたリスクアセスメントの実施
- ・ はさまれ・巻き込まれ等に対する安全な作業方法の励行

(3)作業主任者等の適正な配置及び職務の励行 [木材①②]

- ・ 各種の作業主任者の選任と職務の励行
- ・ 木材加工用機械作業主任者の選任を要しない事業場の安全確認者の選任と職務の励行



(4)小規模事業場への支援(再掲:出前(集団)指導会の実施) [木材①②]